

令和 7 年度

# 仕 様 書

事業名：竹原市水道事業

工事場所：竹原市 本町四丁目他

工事名：配水管布設替工事（楠通小梨線他）（2工区）

工事概要：配水管布設替

GX形ダクタイル鉄管  $\phi 250$  L=130.0m

HPPE管  $\phi 150$  L=7.7m、HPPE管  $\phi 50$  L=32.0m

不断水仕切弁設置工  $\phi 250$  DIP用 N=1箇所

不断水仕切弁設置工  $\phi 150$  PE用 N=1箇所

不断水連絡工  $\phi 250 \times \phi 250$  DIP用 N=2箇所

不断水連絡工  $\phi 150 \times \phi 150$  PE用 N=1箇所

既設管撤去工 1式

給水管分岐替工 1式

【添付書類】

- 特記仕様書
- 工事数量総括表
- 位置図
- 図面 等

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、配水管布設替工事（楠通小梨線他）（2工区）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

- ・水道工事標準仕様書【土木工事編】 日本水道協会 2010年
- ・その他関連規格類
- ・その他準拠規格

一般仕様書、特記仕様書等に記載されていないものについては、次の規格及び基準に準ずる。

- (1) 日本産業規格
- (2) 日本水道協会規格
- (3) 日本ダクタイル鉄管協会規格
- (4) 日本水道鋼管協会規格
- (5) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格
- (6) 水道バルブ工業会規格
- (7) 水道施設設計指針・同解説
- (8) 水道施設耐震工法指針・同解説
- (9) 水道維持管理指針
- (10) その他関係法規ならびに各基準

### 第2節 配管技能者

配管技能者は、主に管の芯だし、据え付け接合等を行うものとし、発注者が認めた配管技能者、日本水道協会の配水管技能登録者（一般登録、耐震登録、大口径：500mm以上）または、それと同等以上の技能を有する者とする。

同等以上の技能を有する者とは、各水道事業体や日本水道協会地方支部・都府県支部、配水用ポリエチレンパイプシステム協会、日本ダクタイル協会、ダクタイル鋳鉄管メーカーで行う講習会の修了書等資格を持っている者とする。

日本水道協会の一般登録の配水管技能者は、T、K形管等の一般継手配水管の技能を有する者をいい、耐震継手配水管登録技能者は、GX、NS、SⅡ形管等の耐震継手配水管の技能を有する者をいう。大口径技能登録者は、一般及び耐震継手管とS、KF形管等の大口径管まで出来る配水管技能者をいう。

配管作業中は、常に配水管技能者登録証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにすること。

本工事における給水管切替は、給水装置工事主任技術者証を取得し携帯している者が施工しなければならない。

### 第3節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書1-1-3-10 工事現場の現場環境改善費等に従うこと。

### 第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領（令和7年6月1日制定）」に従うこと。  
なお、工事着手までに、様式「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

### 第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

#### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

#### 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

#### 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

#### 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

#### 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
- (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
  - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
- 受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
- 受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
- 受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
  - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
  - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
  - (4) 建設発生土の搬出量
  - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
- 受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
- 受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
- 受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
  - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
  - (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
  - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 第2章 材料

### 第1節 管材料手配

受注者は、準備工完了後、直ちに管材料の手配を行い監督員に搬入予定時期を報告するものとする。

### 第2節 材料費

見積りにより決定した単価については、参考図書を参照のこと。その他資材については、公表単価による。

### 第3節 配管材料

受注者は、配管材料搬入後、材料確認書により監督員の立会のもと、材料確認を行うこと。  
配管材料等の使用材料の有効年月日は、次表のとおりとし、監督員の承認及び材料確認を受けたものを使用すること。

種別	材料名	有効年月	備考
配管材料	ダクタイル鋳鉄管	製造1年未満	
	水道配水用ポリエチレン管		
	硬質塩化ビニール管		
	弁・栓類		
	接合材		ボルト・ナット・パッキン
	管付属品		ポリスリーブ・ロケーティングワイヤー・管明示テープ
	ボックス類		

※管明示テープについては、当該年度または、当該施工年度とし、統一して使用すること。

なお、上記により難しい場合、監督職員と協議すること。

## 第3章 施工条件

### 第1節 工程

#### 1 関連する別途工事

工事名	配水管布設替工事（楠通小梨線他）（1工区）
受注業者	株式会社 山田組
影響箇所	全工事区間
他工事の内容	配水管布設替工事
時期	全工事期間
工事名	二級河川本川水系本川浸水対策重点地域緊急工事（2工区）
受注業者	株式会社 舛田組
影響箇所	全工事区間
他工事の内容	橋梁下部工事
時期	全工事期間
工事名	二級河川本川水系本川浸水対策重点地域緊急工事（3工区）
受注業者	株式会社 青木建設
影響箇所	全工事区間
他工事の内容	橋梁上部工事
時期	全工事期間

また、県工事において、令和7年度中に馬橋付近の橋梁工事、護岸工事を予定している。

**今回工事箇所は、契約約款第2条の規定に基づき、第三者の施工する他の工事が密接に関係するため、監督職員の調整に従い、円滑な施行に協力すること。**

- 2 施工時期・時間の制限  
施工内容 残土運搬  
時期 全工事期間  
時間 8:00～17:00（作業可能時間）  
施工方法・理由 搬入路が通学路であるため、登下校時間は工事用車両の通行を行わないこと。
- 3 関係機関との協議  
協議内容 河川管理者（広島県西部建設事務所東広島支所）と協議中、11月中旬頃協議終了予定  
範囲 全工事区間

## 第2節 安全対策

交通誘導員・警戒船・保安要員

施工計画に基づき工事が安全かつ円滑に進められるよう交通誘導員を適所に配置し、実施しなければならない。

## 第3節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地）（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場（竹原市下野町字朝日山10661-1）

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

- 2 既設管の撤去

既設管の撤去にあたっては、埋設位置、管種、管径等を確認し、確実に撤去及び処分を行うこと。撤去材については、全量撤去が確認できる状況を撮影すること。なお、既設管の撤去にあたっては、発注者と協議の上、適宜、監督員の立会を受けること。

## 第4節 その他

関係機関・自治体との近接協議

受注者は、工事着手にあたって、事前に工事の予告看板を設置し、地元自治会長並びに工事区間の沿線住民に対して、案内文書を出すこと。

## 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
管路(水道)		式		1	レベル1
管渠工(開削)		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
土工		式		1	レベル4
舗装仮復旧工		式		1	レベル4
管材料・管布設工		式		1	レベル3
配水管材料 DCIP-GX φ250		式		1	レベル4
配水管材料 HPPE φ150		式		1	レベル4
配水管布設工 DCIP-GX φ250		式		1	レベル4
配水管布設工 HPPE φ150		式		1	レベル4
弁ボックス材料・設置工		式		1	レベル3
仕切弁ボックス材料		個		8	レベル4
仕切弁ボックス設置工		個		8	レベル4
消火栓ボックス材料		個		1	レベル4
消火栓ボックス設置工		個		1	レベル4
空気弁ボックス材料		個		1	レベル4
空気弁ボックス設置工		個		1	レベル4

# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
撤去工		式		1	レベル3
撤去管土工		式		1	レベル4
撤去管仮復旧工		式		1	レベル4
撤去管布設工		式		1	レベル4
舗装復旧工		式		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		120	レベル4
直接工事費					
現場環境改善費					
共通仮設費率分額					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
契約保証費					
一般管理費計					



# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
工事価格					
消費税等相当額					
工事費					

# 工事数量総括表

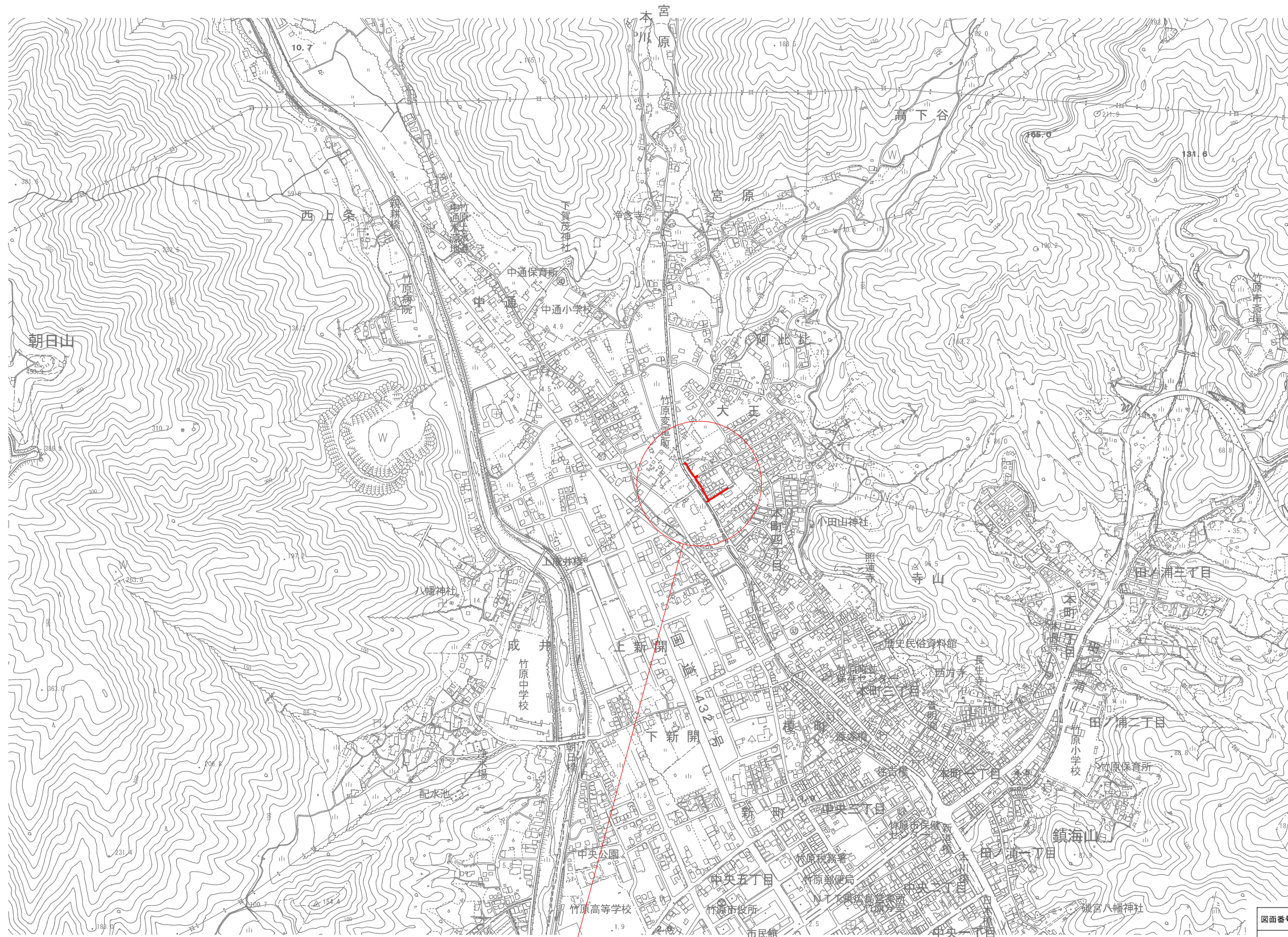
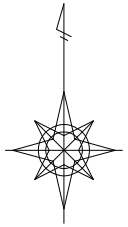
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
給水管工事費					
管路(水道)		式		1	レベル1
管渠工(開削)		式		1	レベル2
管路土工		式		1	レベル3
給水管土工		式		1	レベル4
給水管舗装仮復旧工		式		1	レベル4
給水管仮設工		式		1	レベル4
管材料・管布設工		式		1	レベル3
給水管材料		式		1	レベル4
給水管布設工		式		1	レベル4
給水管仕切弁室材料		式		1	レベル4
給水管仕切弁室布設工		式		1	レベル4
給水排泥管材料		式		1	レベル4
給水排泥管布設工		式		1	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		10	レベル4
直接工事費					

# 工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
現場環境改善費					
共通仮設费率分額					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
契約保証費					
一般管理費計					
工事価格					
消費税等相当額					
工事費					
※※工事価格計※※					
※※消費税相当額計※※					
※※請負工事費計※※					



# 位置図 S=1:5,000

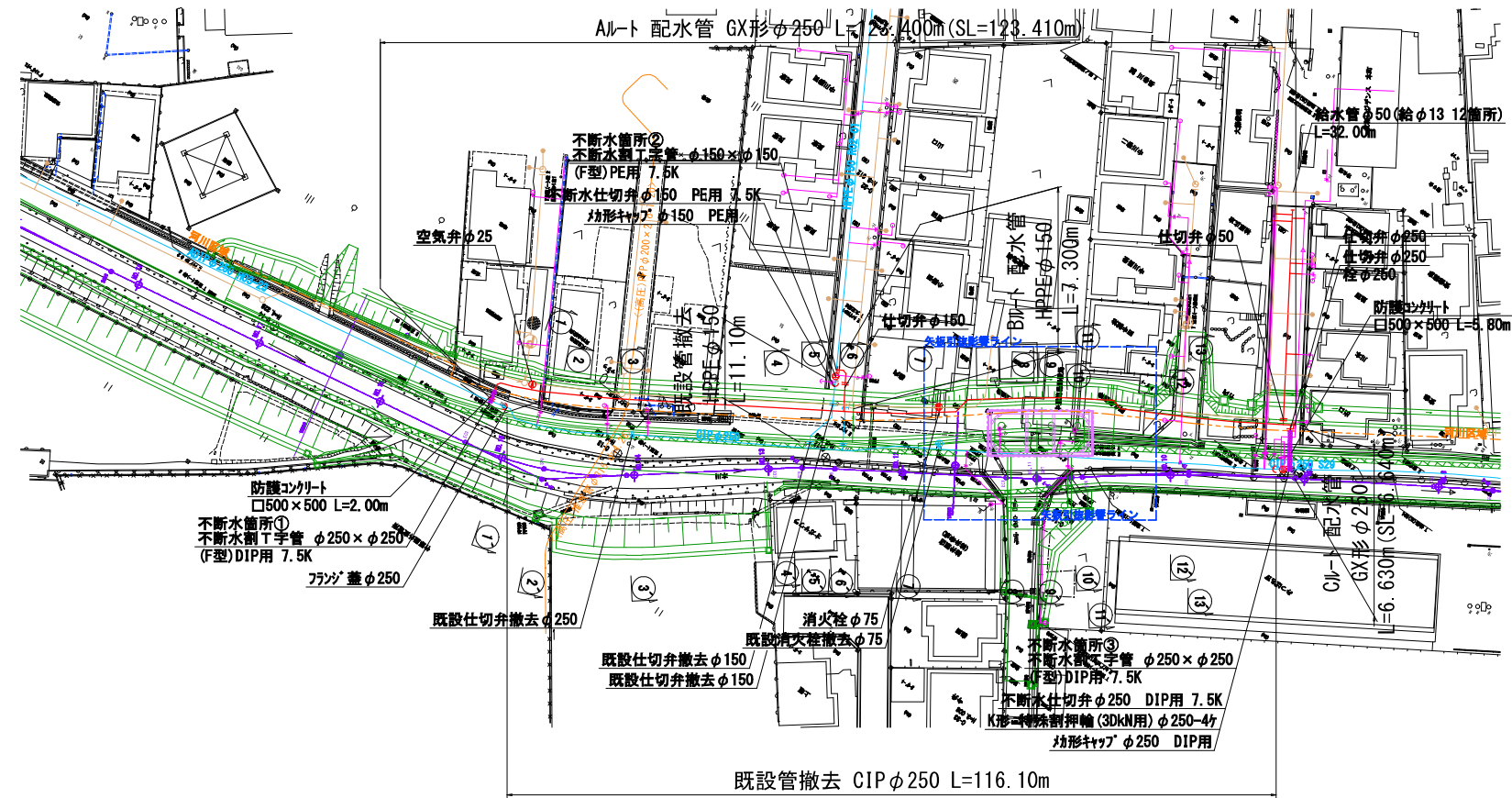


施工箇所

図面番号	1 / 17	縮尺	S=1:5,000
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	位置図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 平面図 S=1:500

## 2工区

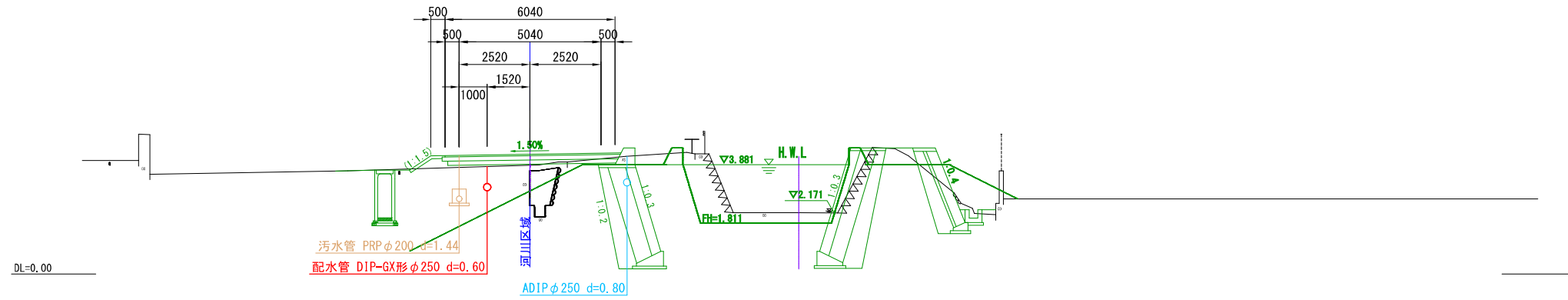


図面番号	2 / 17	縮尺	S=1:500
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	平面図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 横断面図 (1) S=1:100

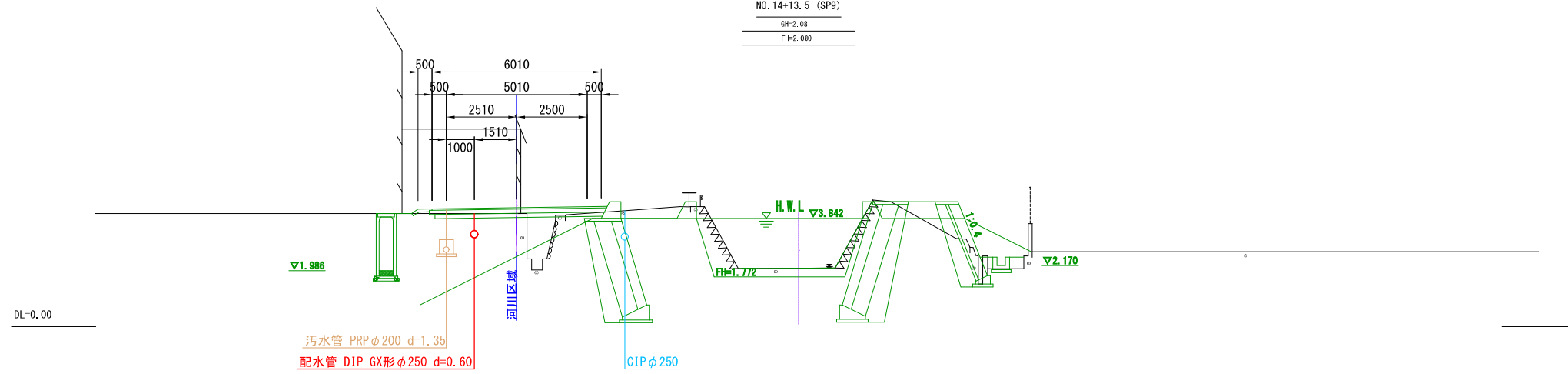
①-①

D=6.912  
NO. 15  
G=2.19  
FH=2.190



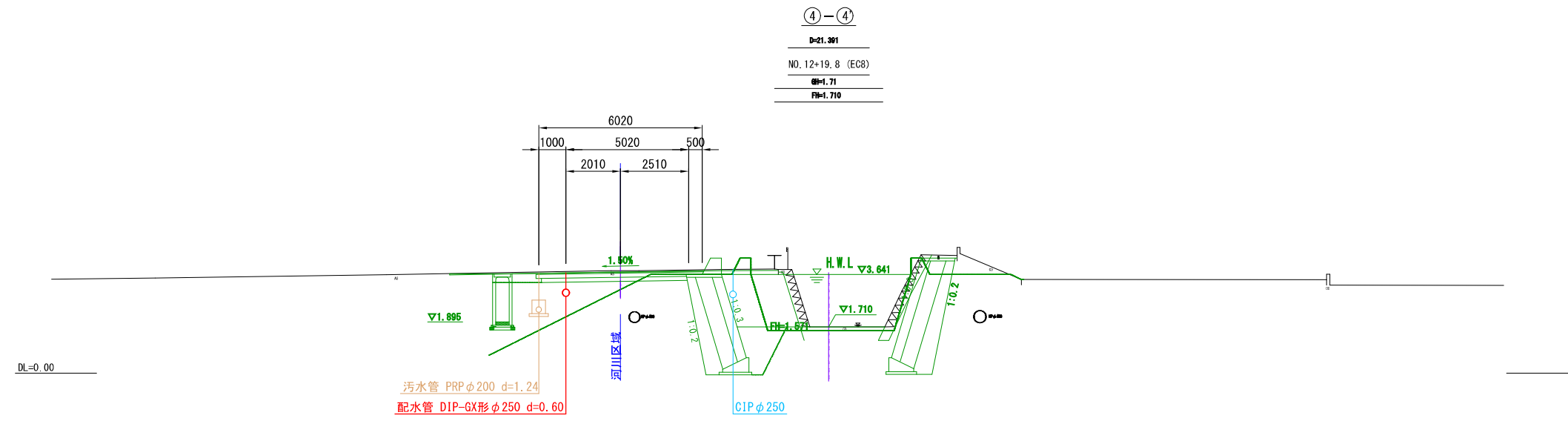
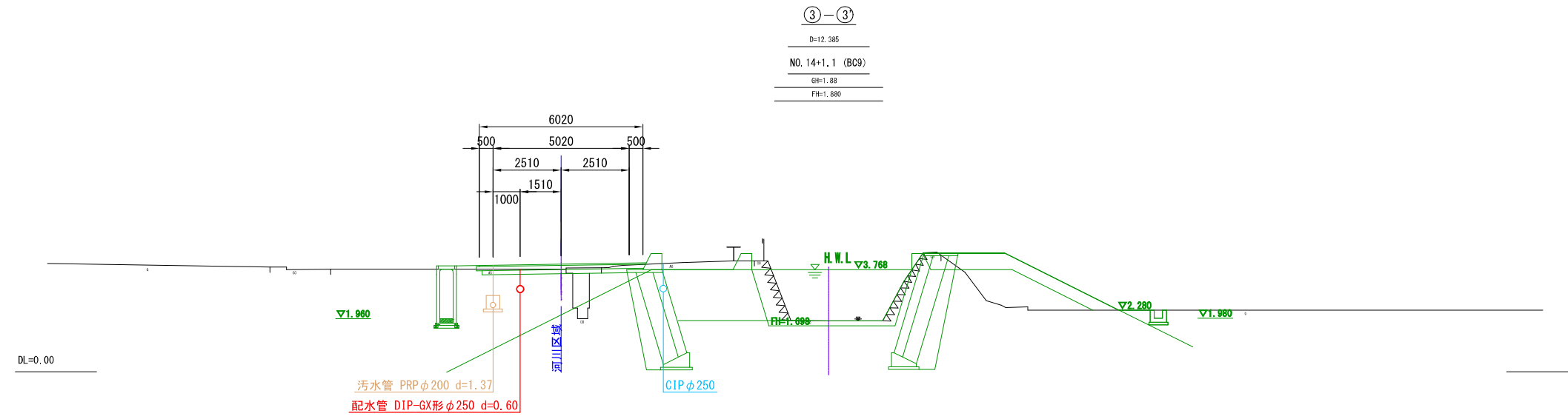
②-②

D=6.474  
NO. 14+13.5 (SP9)  
G=2.08  
FH=2.080



図面番号	3 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(1)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

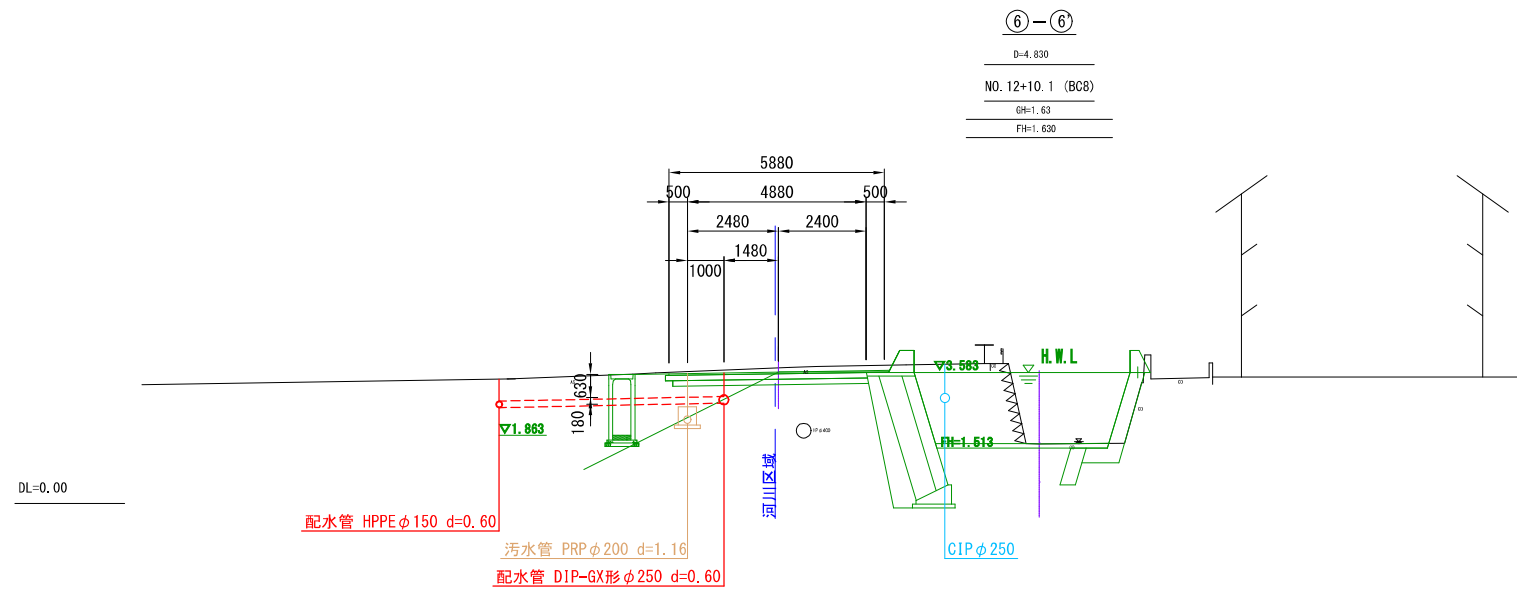
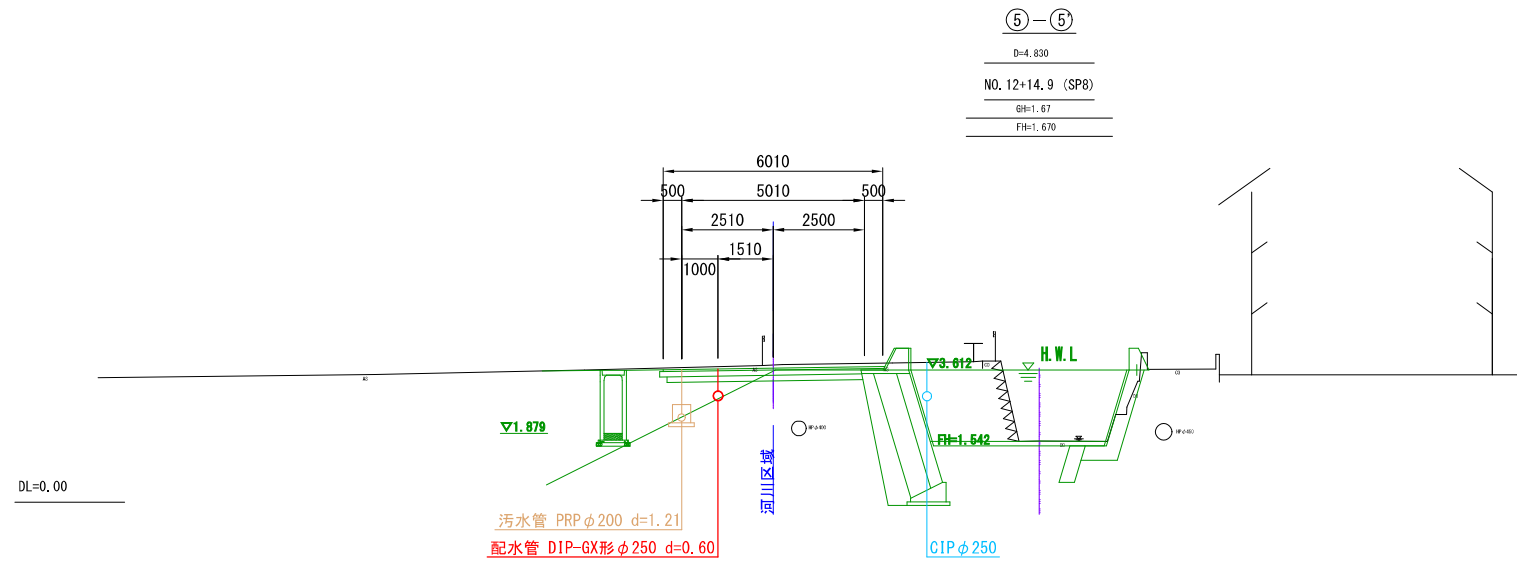
# 横断面図 (2) S=1:100



図面番号	4 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(2)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			



# 横断面図 (3) S=1:100

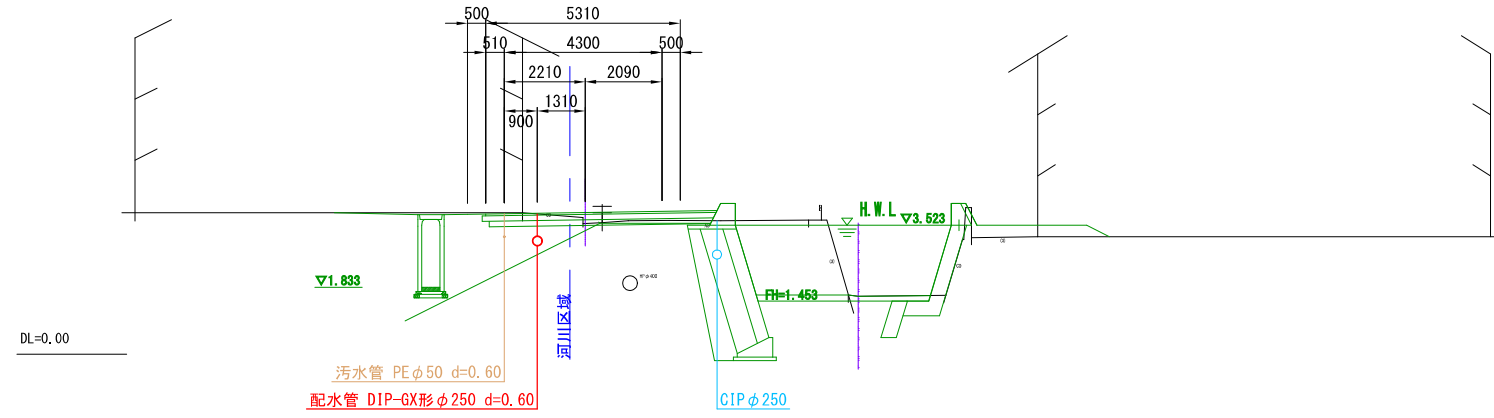


図面番号	5 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(3)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 横断面図 (4) S=1:100

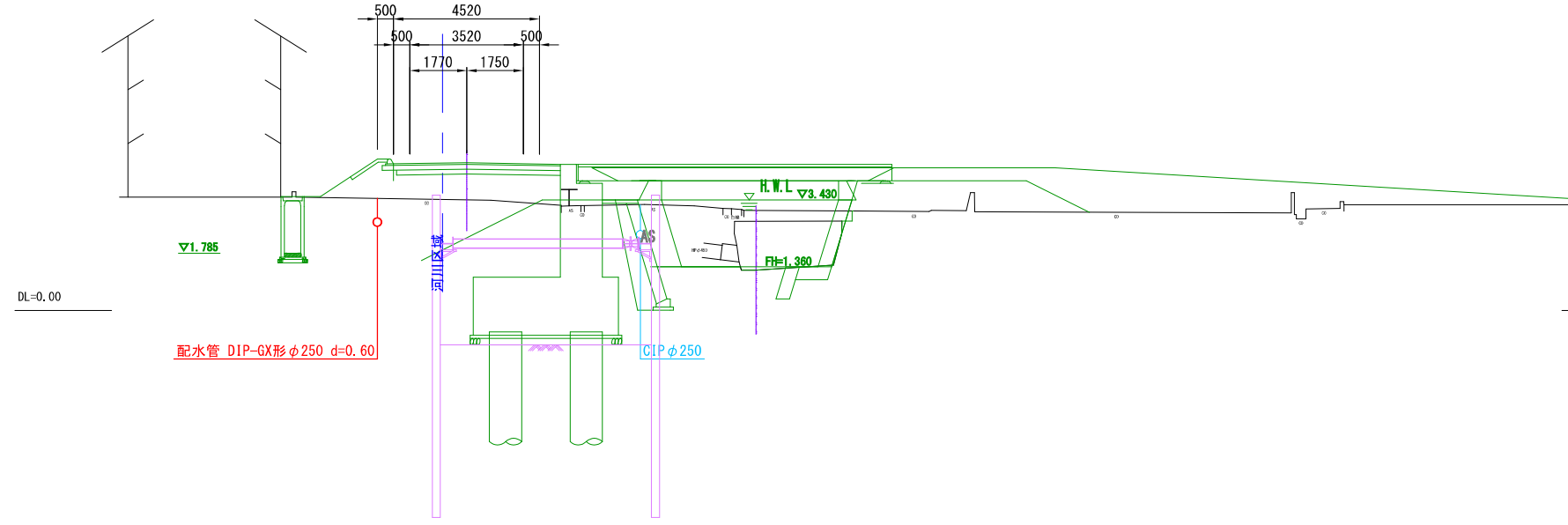
⑦-⑦

D=10,090  
NO. 12  
G=1.59  
FH=1.590



⑧-⑧

D=15,503  
NO. 11+4.5 (EC7)  
G=1.26  
FH=1.260

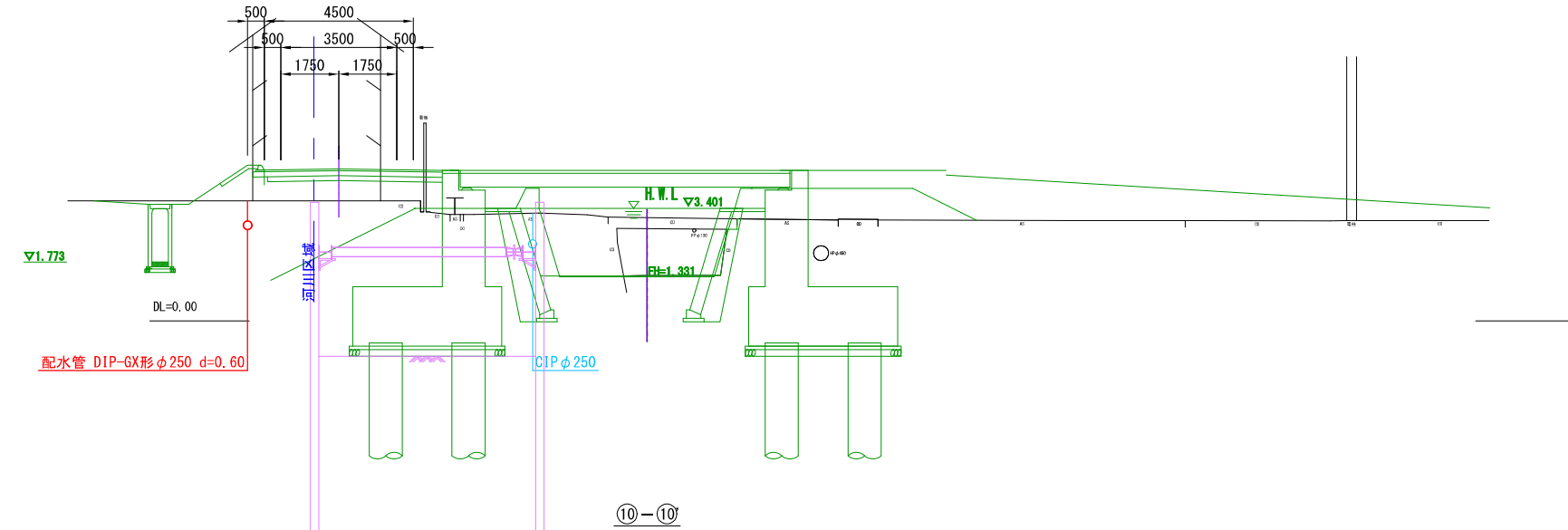


図面番号	6 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(4)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 横断面図 (5) S=1:100

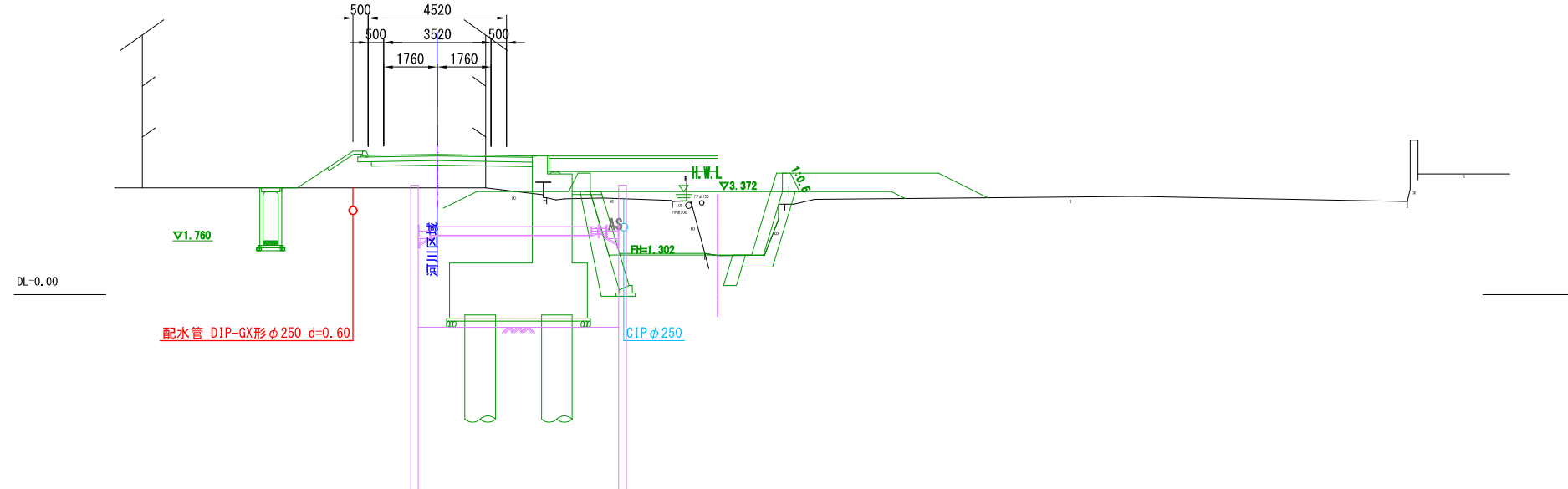
⑨-⑨

D=4.596  
 NO. 10+19.6 (SP7)  
 ⑨=1.37  
 FH=1.370



⑩-⑩

NO. 10+14.8 (BC7)  
 ⑩=1.28  
 FH=1.280



図面番号	7 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(5)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 横断面図(6) S=1:100

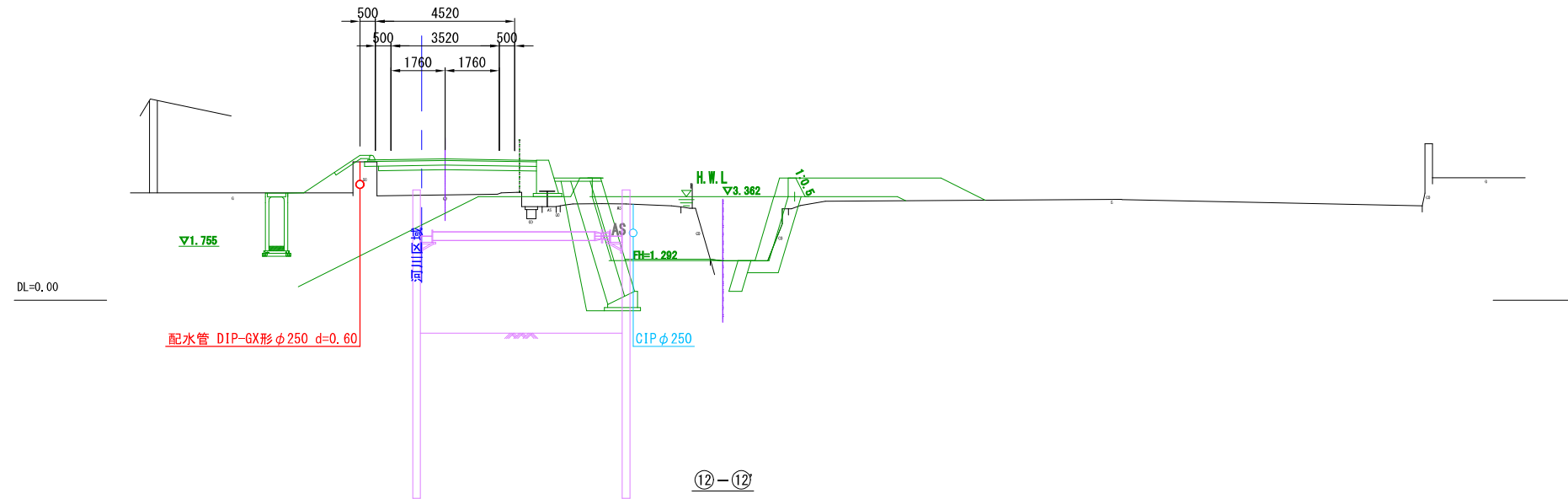
⑪-⑪

D=1.618

NO.10+13.1 (E06)

GS=1.28

FH=1.280



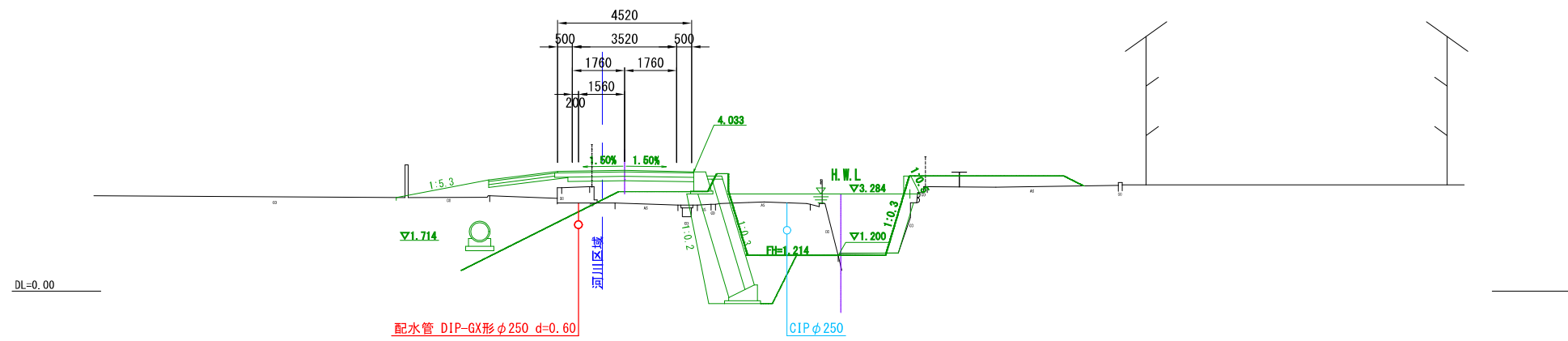
⑫-⑫

D=1.132

NO.10

GS=1.28

FH=1.280



図面番号	8 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(6)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 横断面図 (7) S=1:100

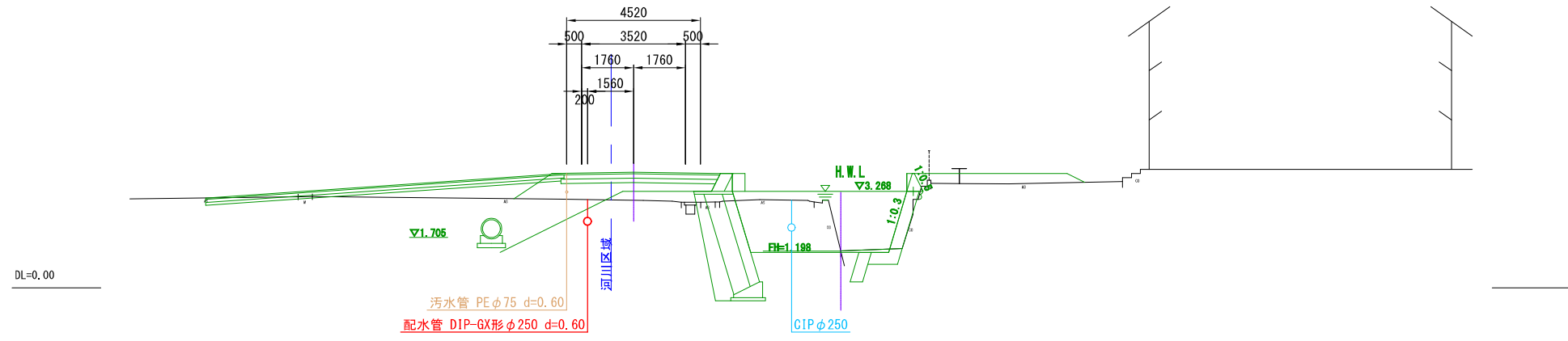
⑬-⑬

D=2.719

NO. 9+17.3 (SP6)

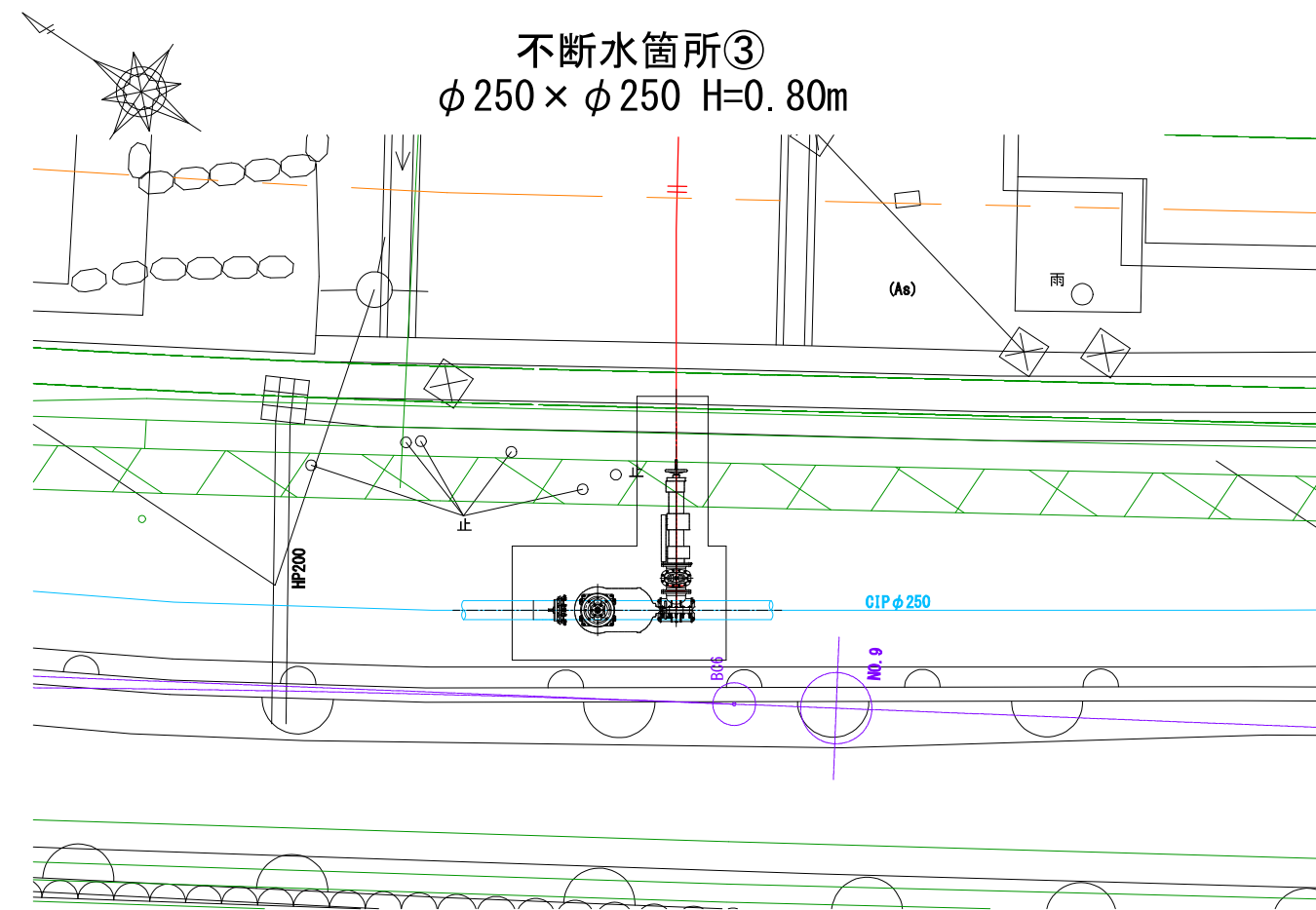
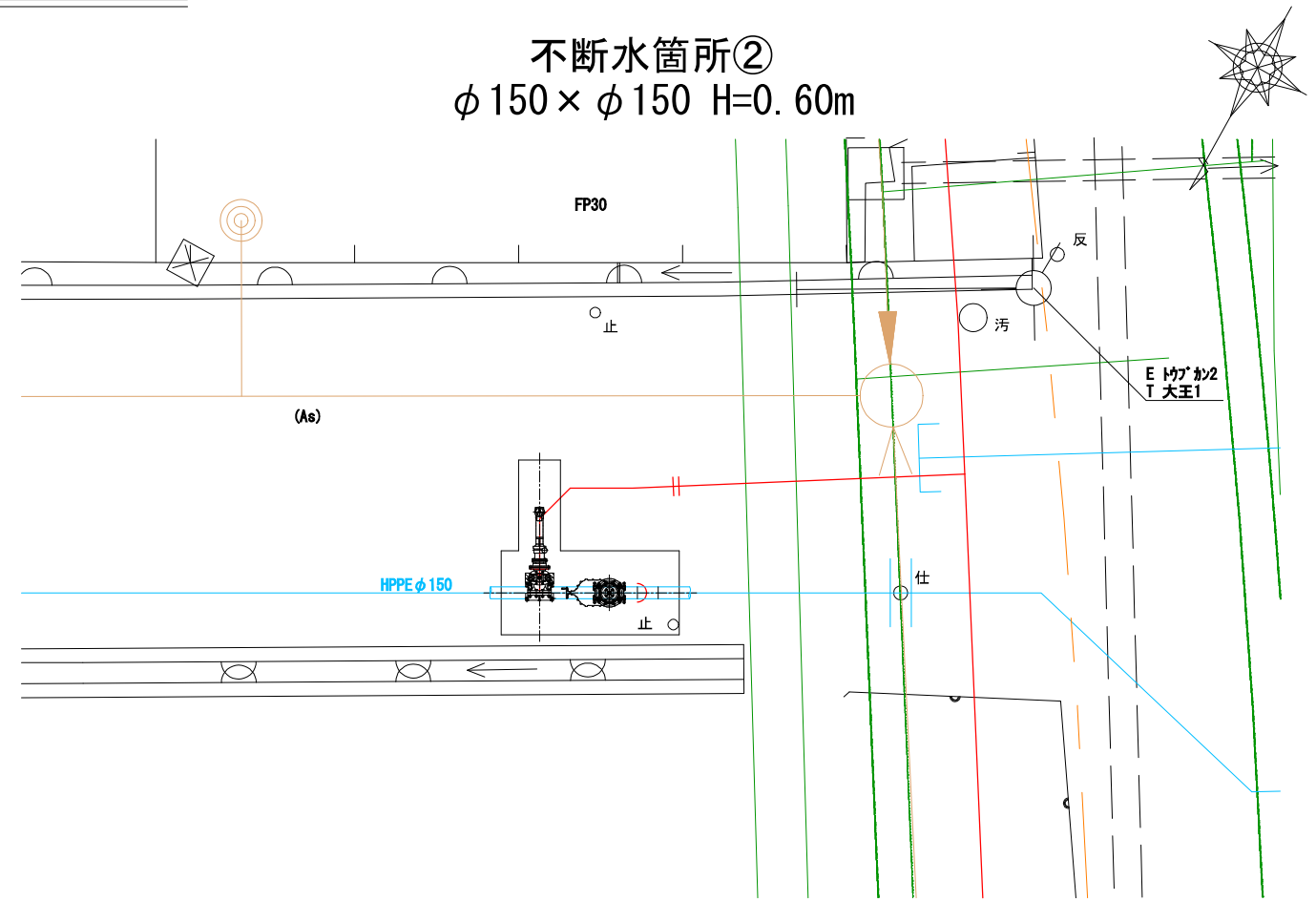
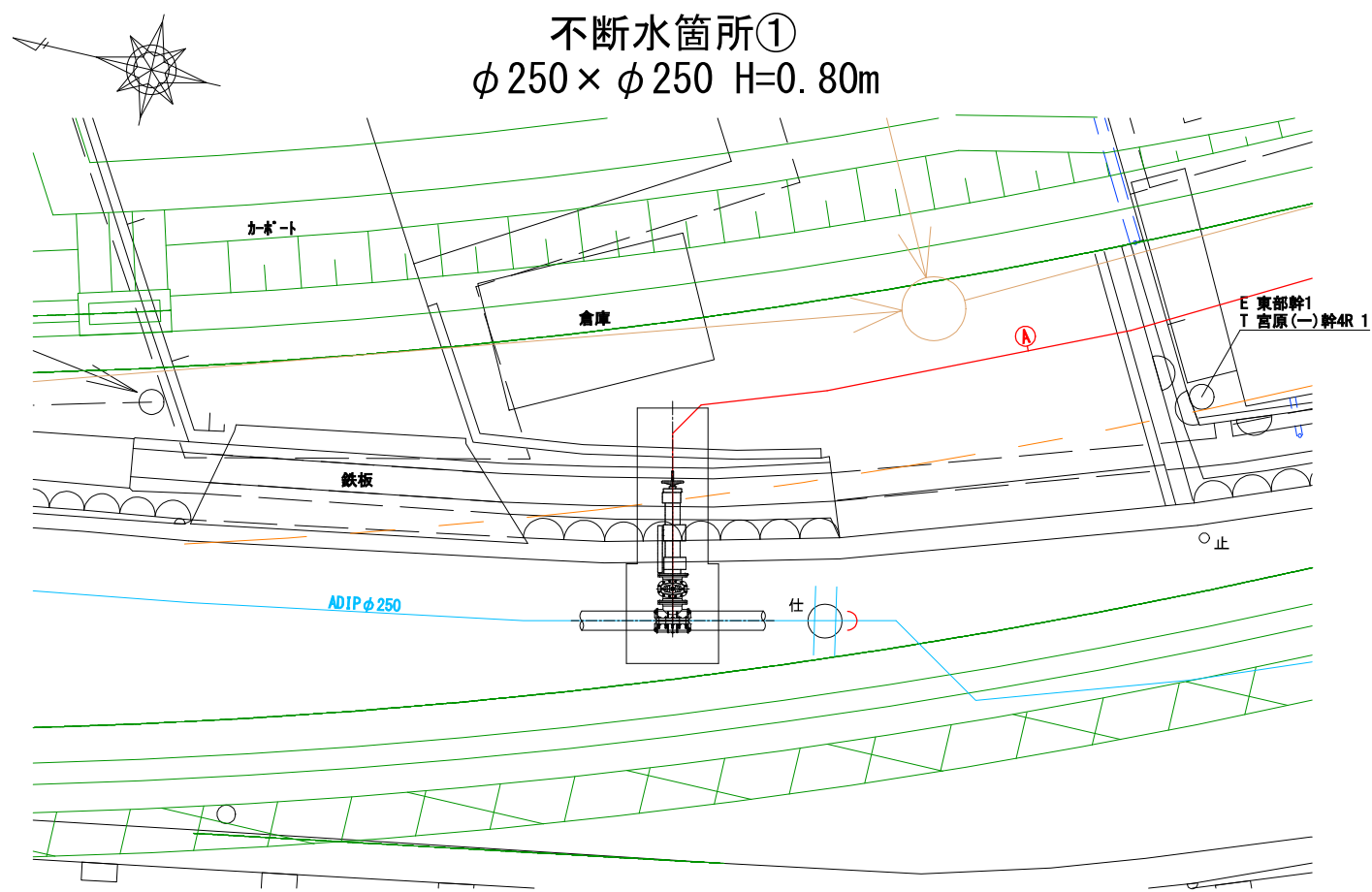
GB=1.24

FH=1.240



図面番号	9 / 17	縮尺	S=1:100
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	横断面図(7)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

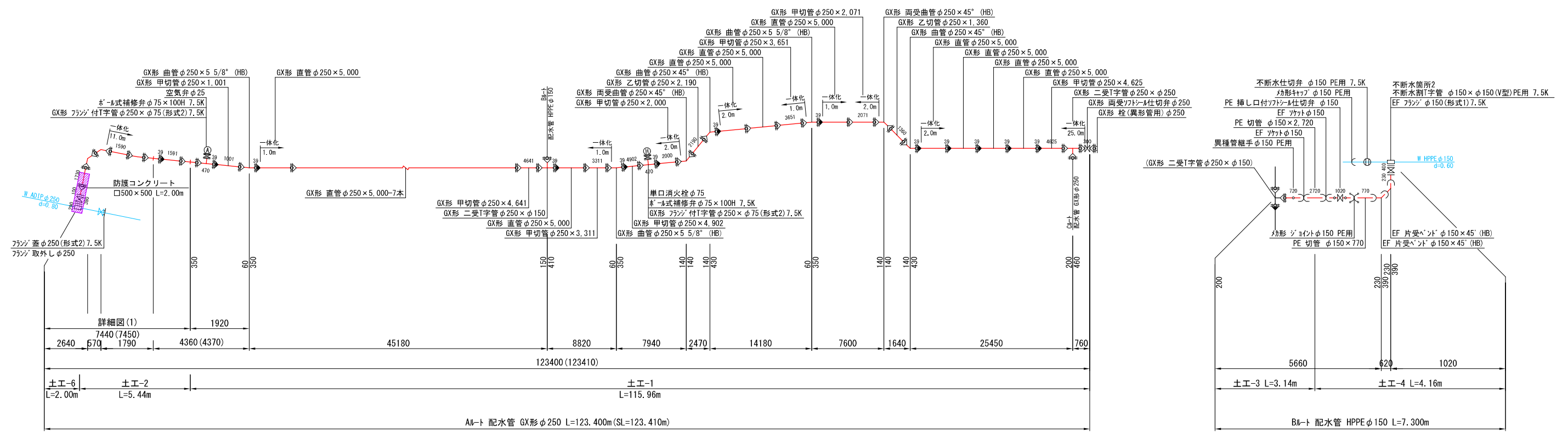
不断水部平面図 S=1:50



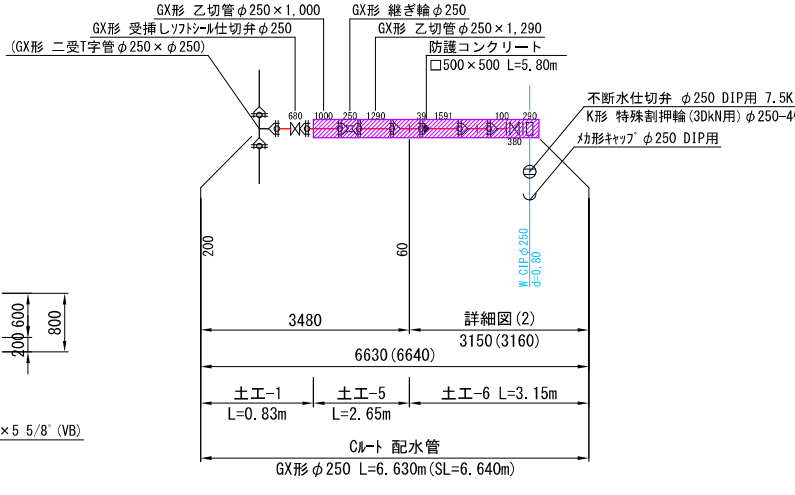
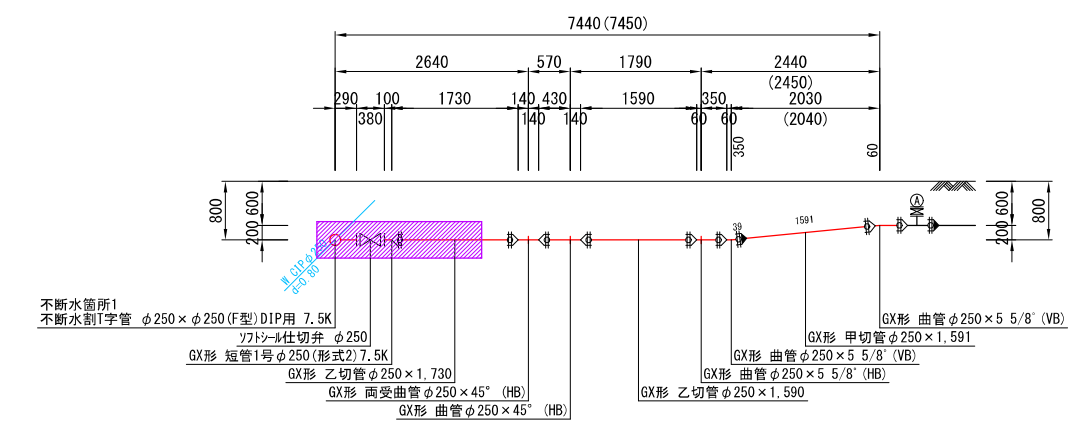
図面番号	10 / 17	縮尺	S=1:50
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	不断水部平面図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

配水管詳細図 S=Free

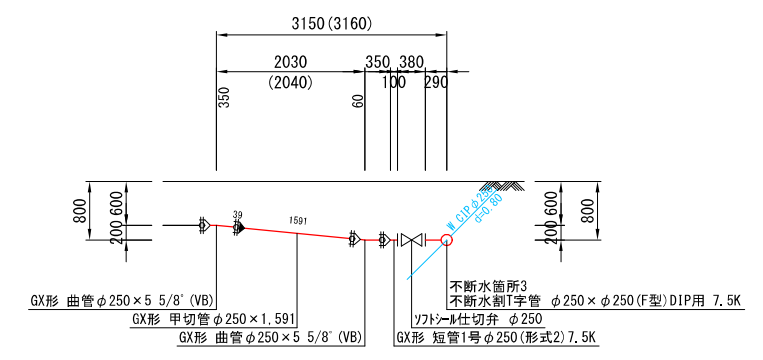
2工区



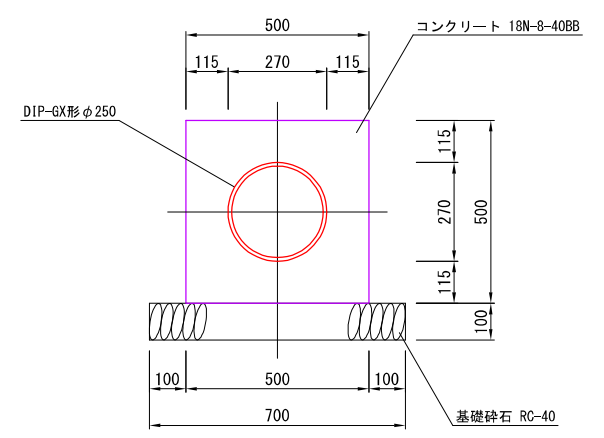
詳細図(1)



詳細図(2)

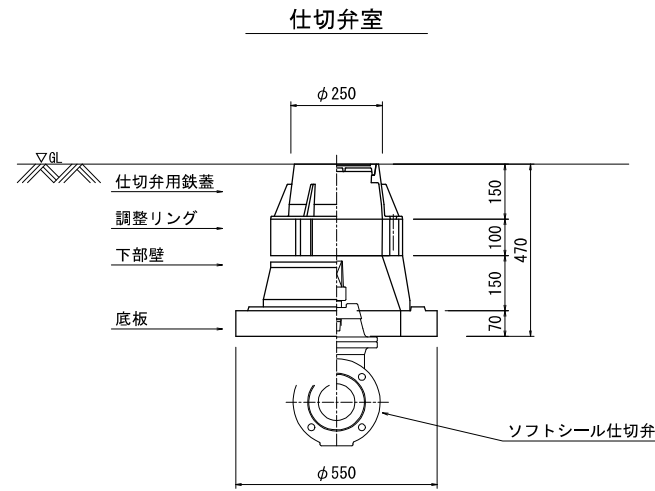


防護コンクリート詳細図 S=1:10



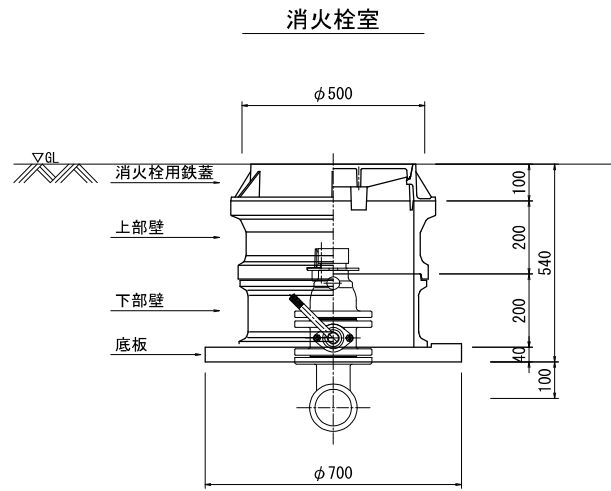
図面番号	11 / 17	縮尺	S=Free
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	配水管詳細図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

# 弁室詳細図 S=1:10



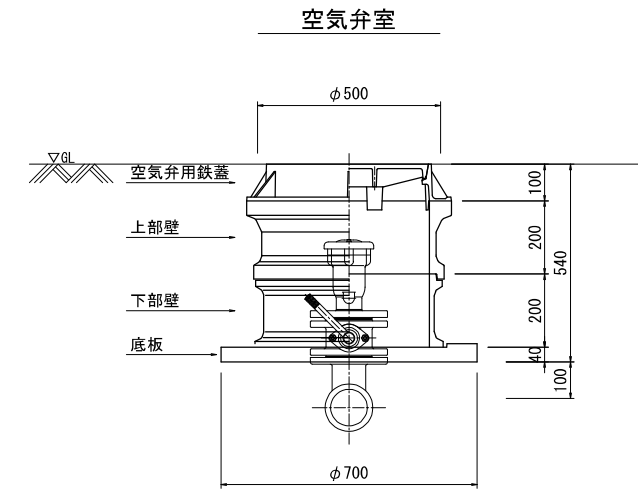
仕切弁室組合せ表 (1箇所当り)

口径		φ250	φ250	φ150		
土被り(m)		d=0.60	d=0.80	d=0.80		
仕切弁用鉄蓋	0.15	1	1	1		
調整リング	0.10	1	1	1		
下部壁	0.15	1	1	1		
底板	0.07	1	1	1		
基礎碎石(RC-40)	-	1	1	1		
構造物高さ		0.47	0.47	0.47		
継足しキー		-	-	-		



消火栓室組合せ表 (1箇所当り)

口径	全口径			
土被り(m)	d=0.60			
消火栓用鉄蓋	0.10	1		
調整リング	0.05			
上部壁	0.20	1		
中部壁	0.10			
	0.20			
	0.30			
下部壁	0.20	1		
	0.30			
底板	0.04	1		
基礎碎石(RC-40)	-	1		
構造物高さ		0.54		
備考				



空気弁室組合せ表 (1箇所当り)

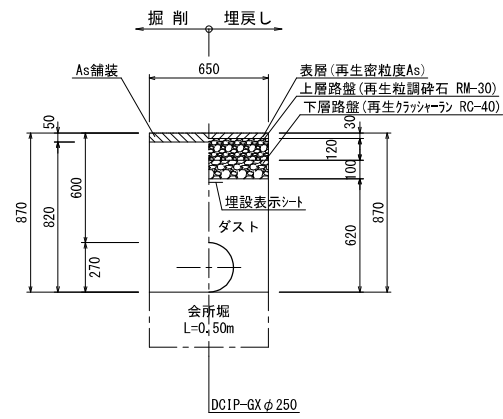
口径	全口径			
土被り(m)	d=0.60			
空気弁用鉄蓋	0.10	1		
調整リング	0.05			
上部壁	0.20	1		
中部壁	0.10			
	0.20			
	0.30			
下部壁	0.20	1		
	0.30			
底板	0.04	1		
基礎碎石(RC-40)	-	1		
構造物高さ		0.54		
備考				

図面番号	12 / 17	縮尺	S=1:10
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	弁室詳細図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

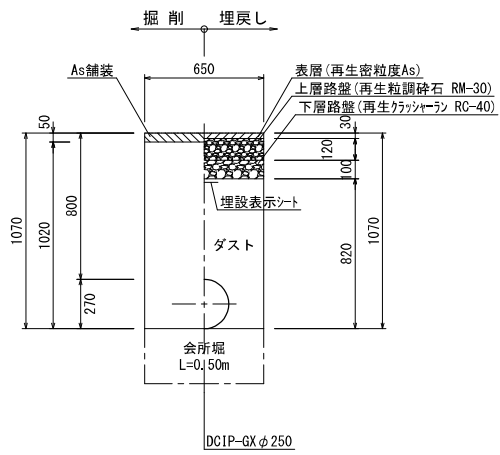


土工断面図 S=1:20

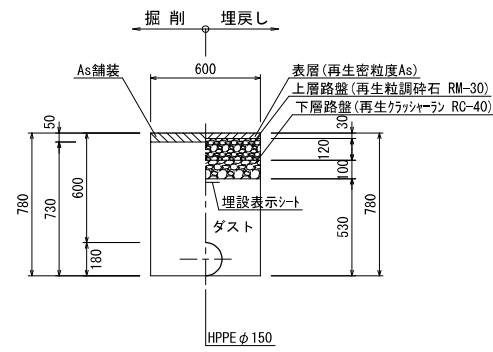
土工-1  
計画道路



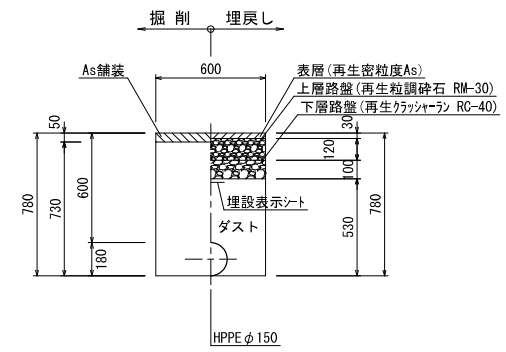
土工-2  
計画道路



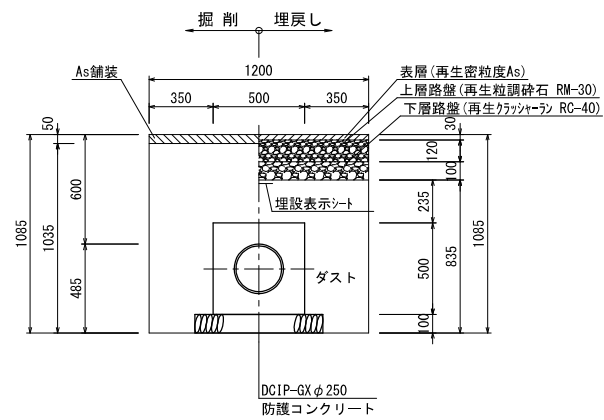
土工-3  
計画道路



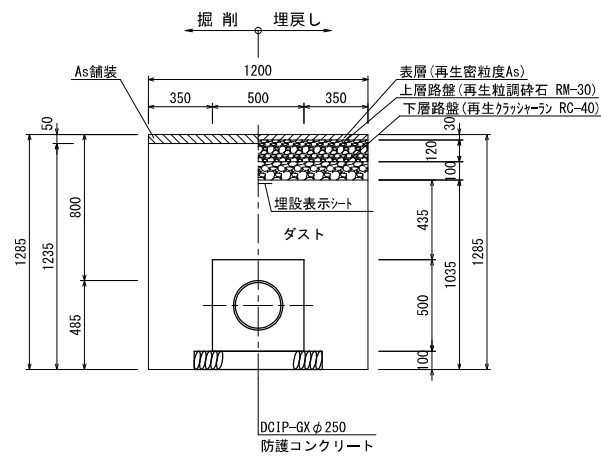
土工-4  
市道As



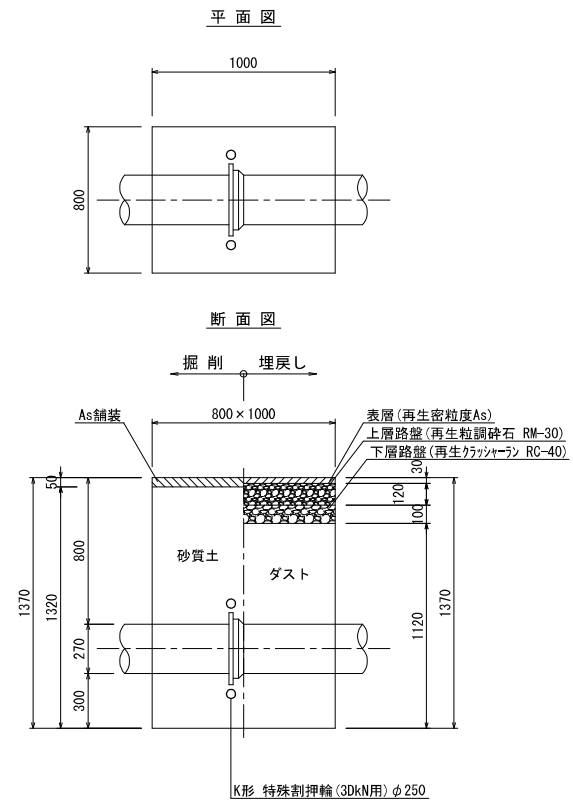
土工-5  
計画道路



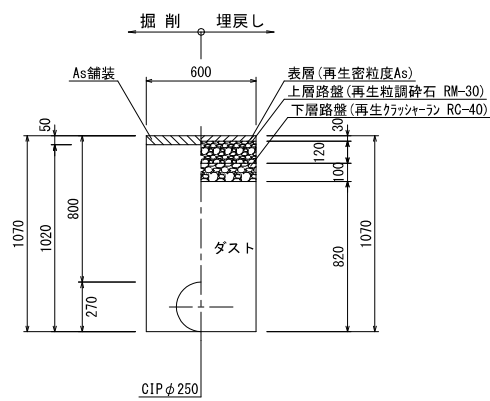
土工-6  
計画道路



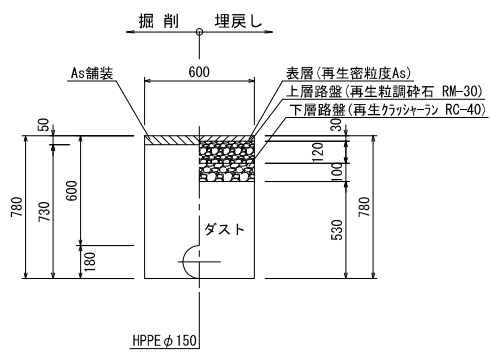
土工-7  
計画道路



撤去土工-1  
市道As



撤去土工-2  
市道As

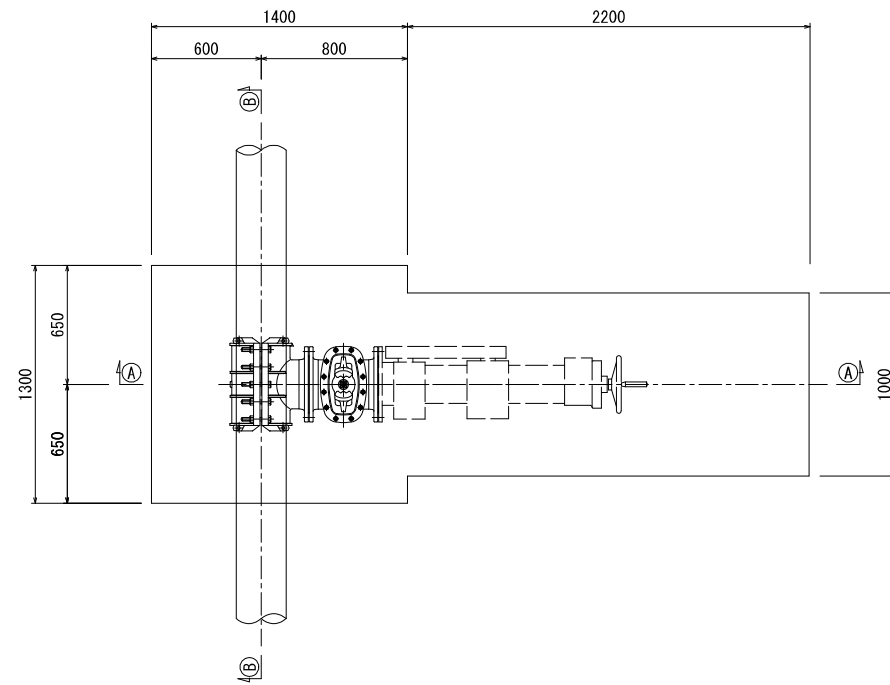


図面番号	13 / 17	縮尺	S=1:20
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	土工断面図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

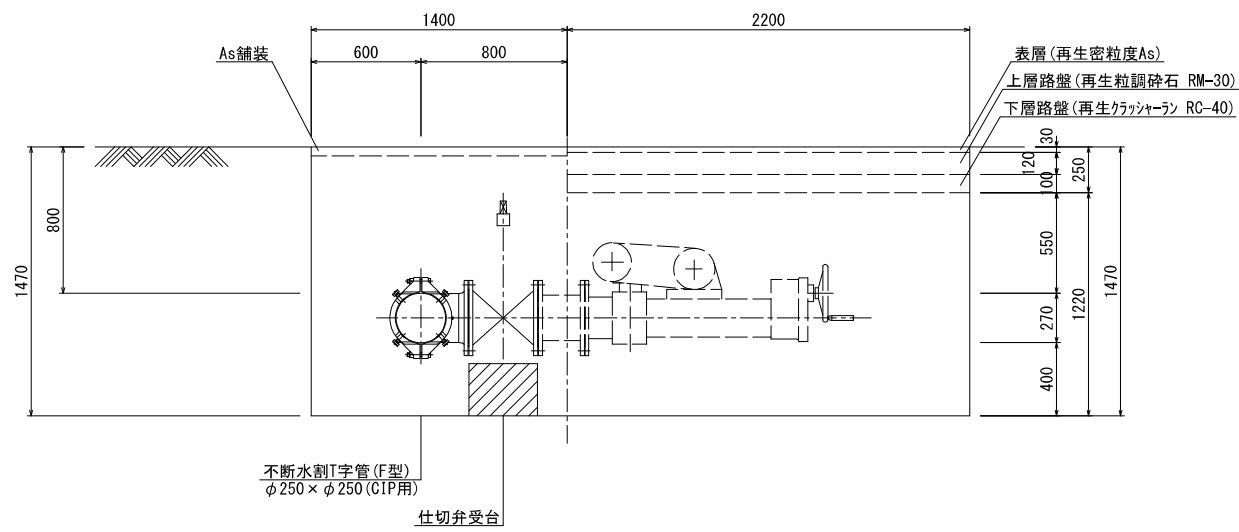
# 不断水詳細図(1) S=1:20

φ250×φ250  
不断水箇所1

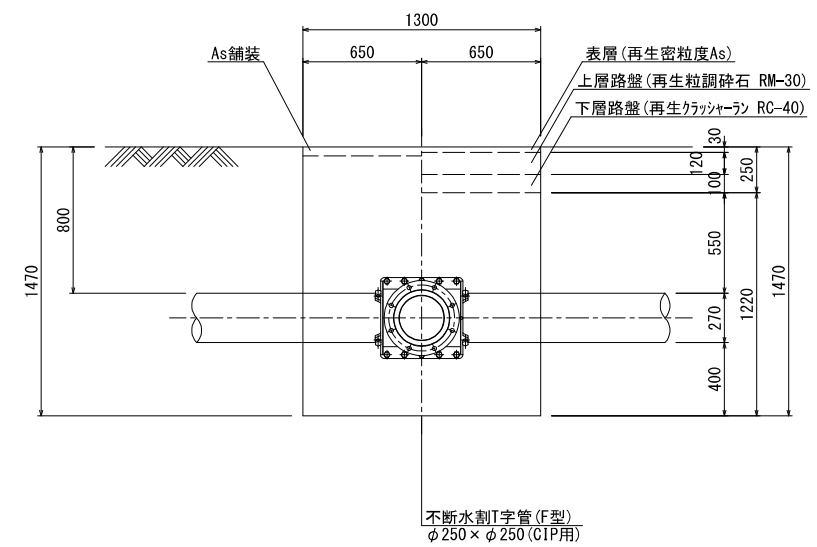
平面図



①-①断面図



②-②断面図

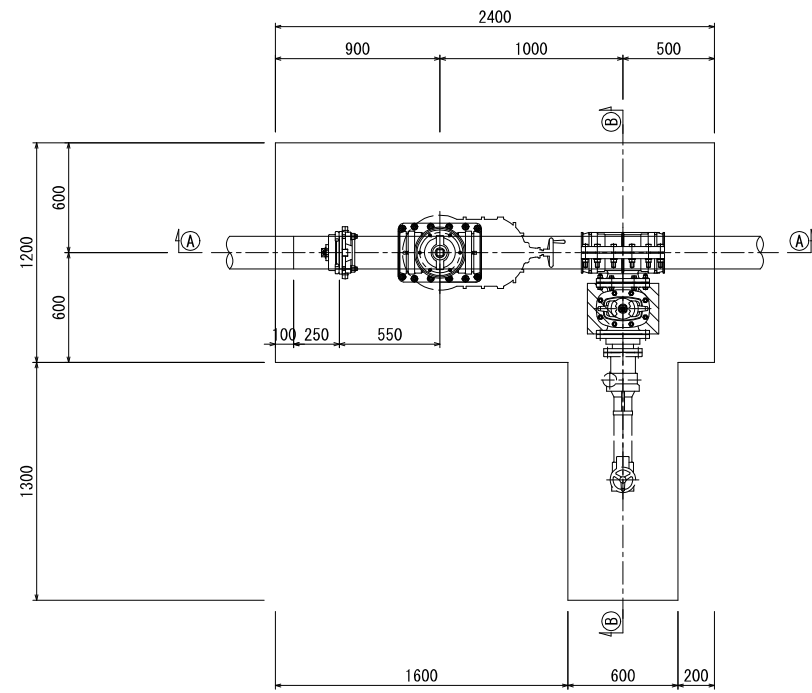


図面番号	14 / 17	縮尺	S=1:20
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	不断水詳細図(1)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

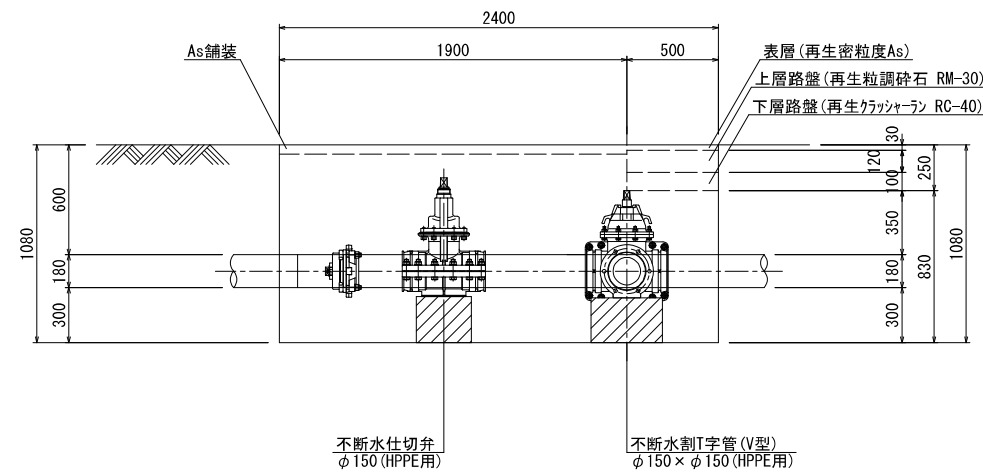
# 不断水詳細図(2) S=1:20

φ150×φ150  
不断水箇所2

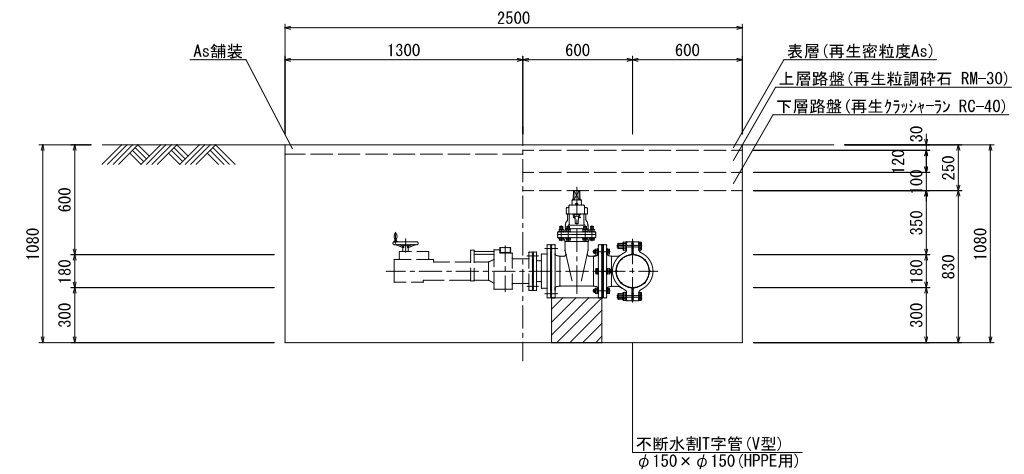
平面図



①-①断面図



②-②断面図

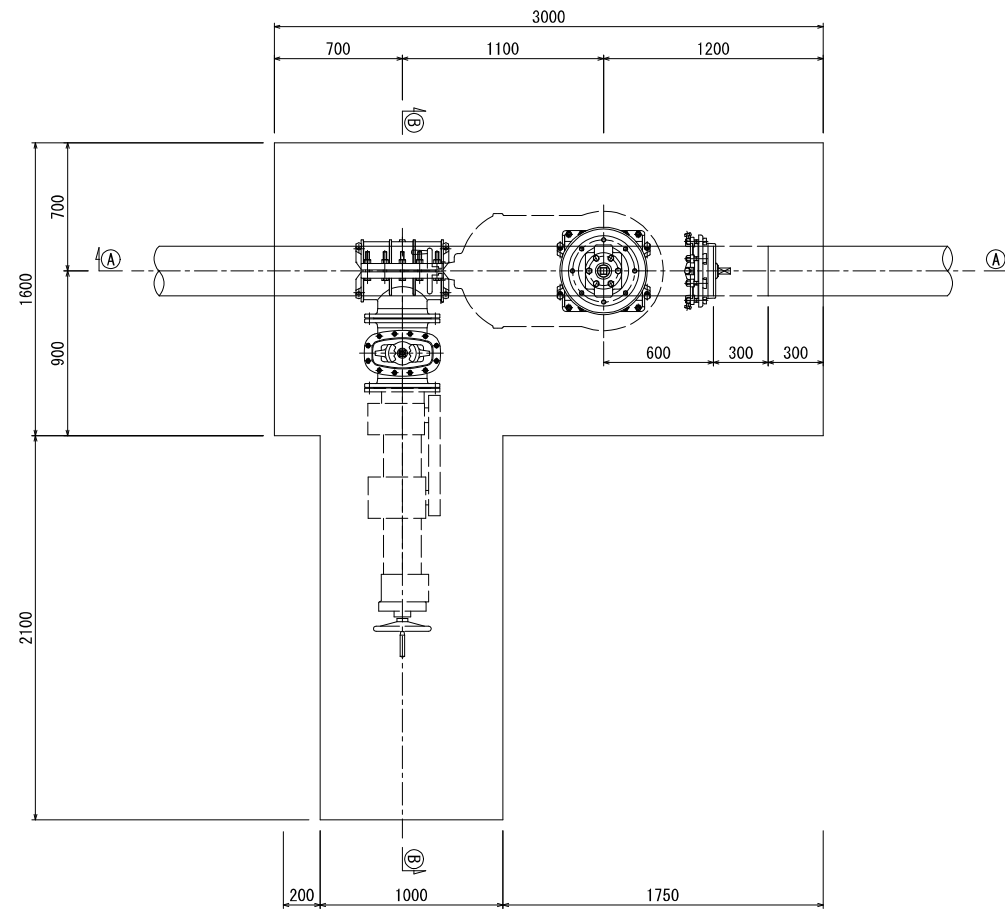


図面番号	15 / 17	縮尺	S=1:20
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	不断水詳細図(2)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

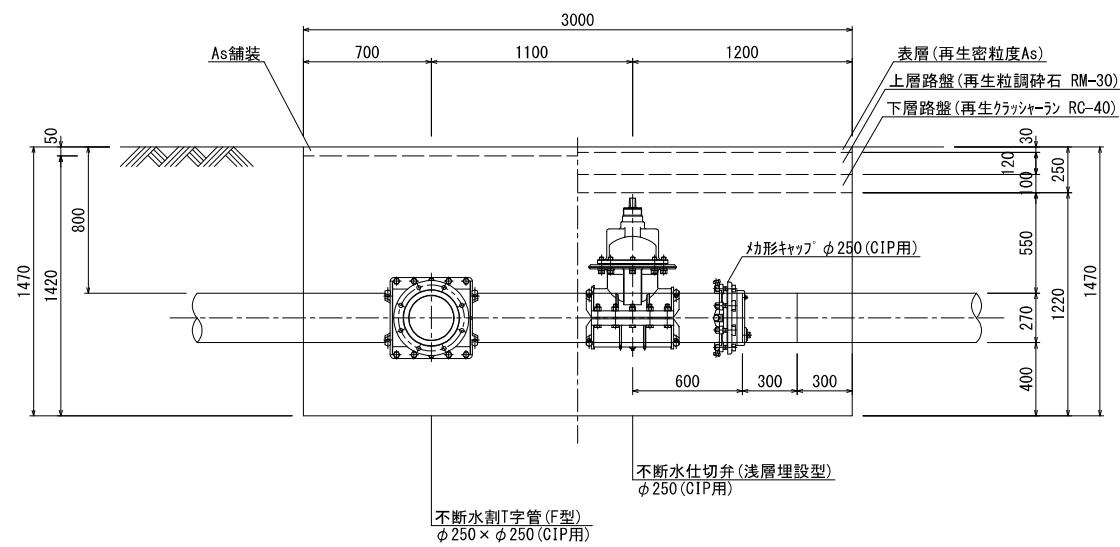
# 不断水詳細図(3) S=1:20

φ250×φ250  
不断水箇所3

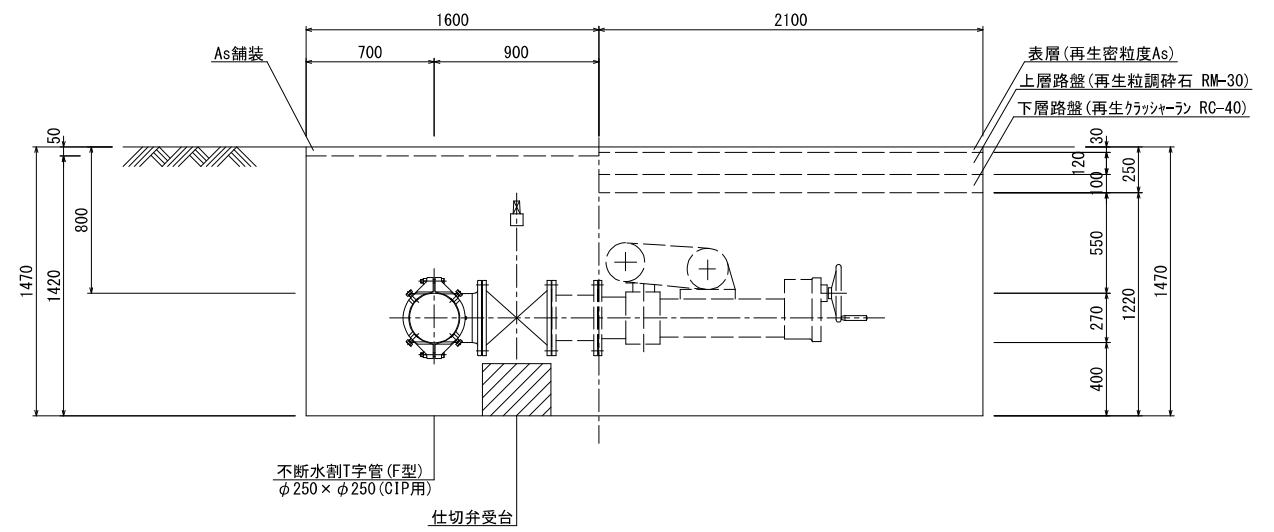
平面図



①-①断面図



②-②断面図



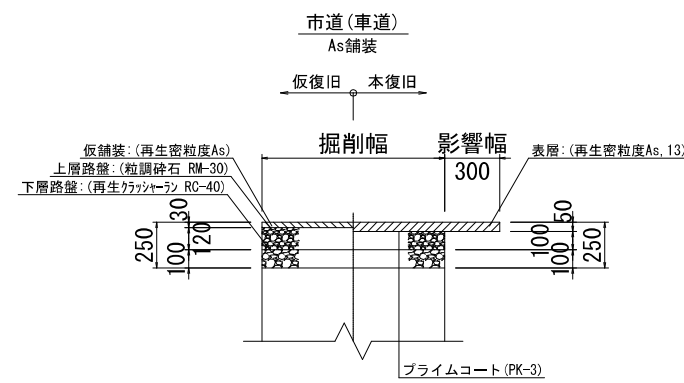
図面番号	16 / 17	縮尺	S=1:20
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	不断水詳細図(3)		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

舗装図 S=1:500

2工区



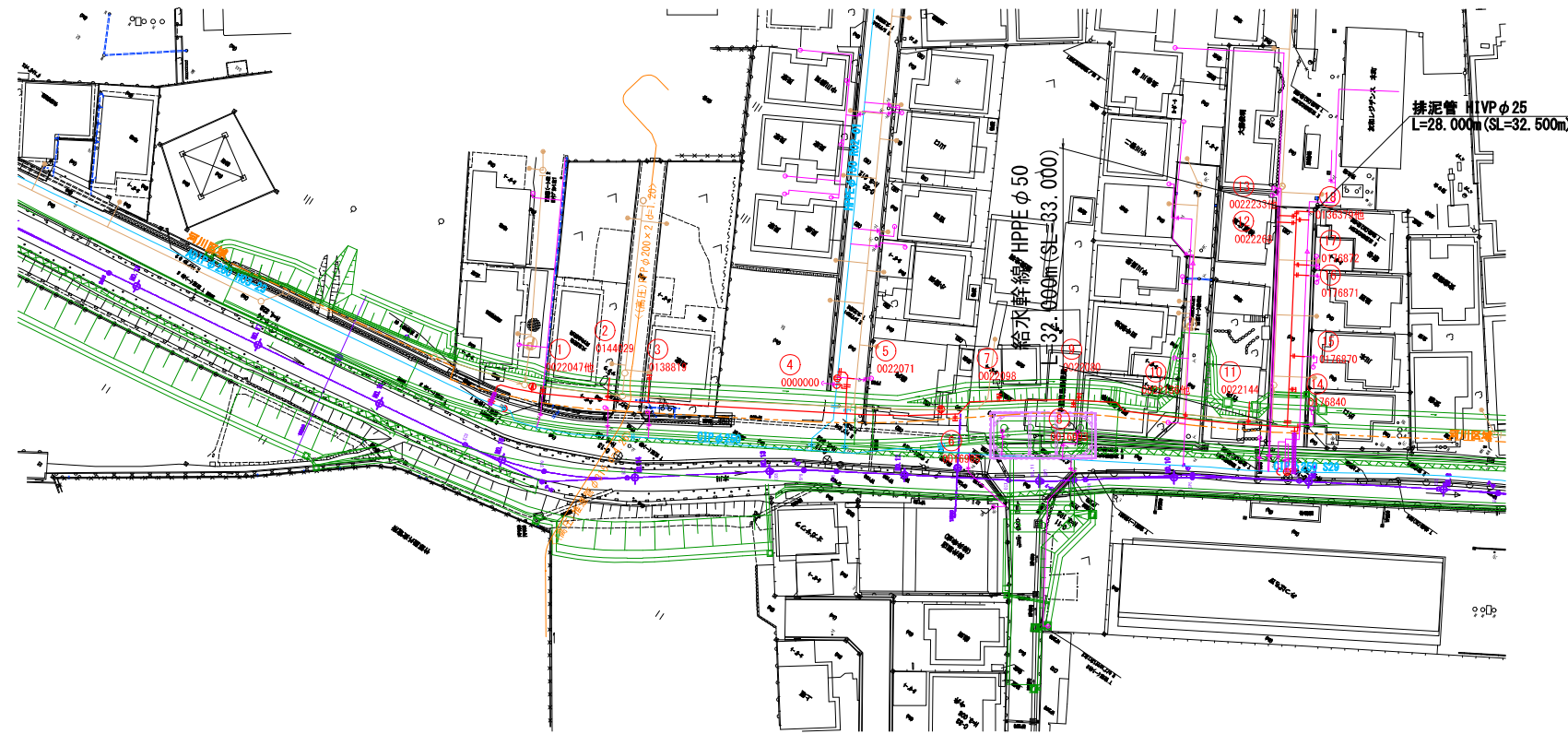
舗装復旧断面図 S=1:20



図面番号	17 / 17	縮尺	S=1:500
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	舗装図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

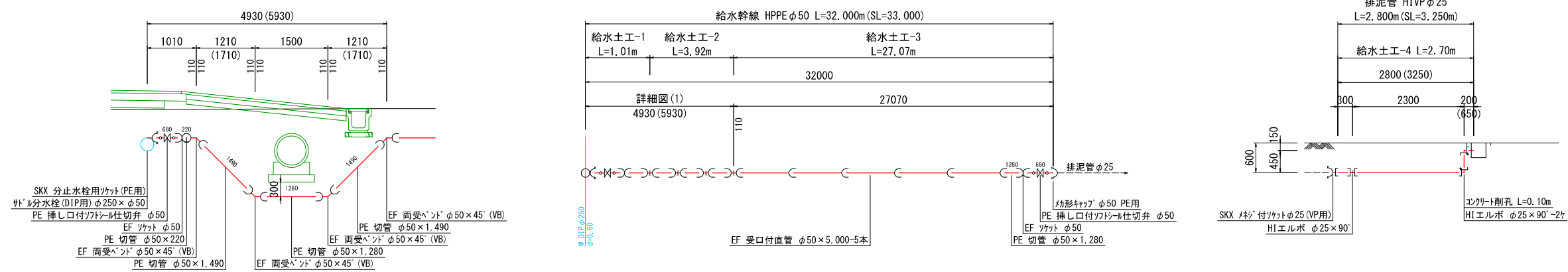
# 給水平面図 S=1:500

2工区



# 配水管詳細図 S=Free

詳細図(1)



図面番号	- / -	縮尺	S=1:500
工種			
件名	配水管布設替工事(楠通小梨線他)(2工区)		
図種	給水平面図		
工事箇所	竹原市本町四丁目他		
広島県水道広域連合企業団			

